

令和４年度 佐々町監査等年間計画

佐々町監査基準第７条の規定に基づき、以下のとおり令和４年度監査等年間計画を策定する。

１ 監査等の基本方針

下記の各種監査について、効果的、効率的に行い、業務に潜在するリスクがないか、事前にリスクを予防することが出来るよう、様々な視点から監査を実施する。

２ 監査等の種類、対象、実施予定時期等

（１）財務監査（地方自治法第１９９条第１項）

- ・財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、事務の執行について、適切かつ効率的に行われているか、例月現金出納検査の結果をもとに全課の事務事業から抽出し実施する。財務監査 実施予定（１０月中旬）
- ・工事監査 実施予定（完成：４月下旬、中間：１１月中旬）

（２）行政監査（地方自治法第１９９条第２項）

※実施予定（２月中旬）（例月現金出納検査の結果をもとにテーマ決定予定）

（３）財政援助団体等監査（地方自治法第１９９条第７項）

補助金交付団体に関する監査を例月現金出納検査等の結果をもとに実施する。
実施予定（１２月上旬）

（４）決算審査（地方自治法第２３３条第２項/地方公営企業法第３０条第２項）

- ・一般会計、特別会計：実施予定（７月中旬～８月上旬の間に６日間実施予定）
- ・公営企業会計：実施予定（５月下旬～６月上旬）
（水道事業貯蔵品棚卸審査：実施予定（４月上旬））

（５）例月現金出納検査（地方自治法第２３５条の２第１項）

原則として、前月分を毎月１０日に実施する。

（６）基金運用審査（地方自治法第２４１条第５項）

実施予定（７月中旬～８月上旬）

(7) 健全化判断比率等審査

①健全化判断比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）

②資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項）

一般会計・特別会計：実施予定（7月中旬～8月上旬）

公営企業会計：実施予定（5月下旬～6月上旬）

(8) 会計管理者からの指定金融機関等の検査報告

（地方自治法施行令第168条の4第3項）

会計管理者が、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関に対し、定期及び臨時に公金の収納又は支払事務及び公金の預金状況の検査を行った結果の報告を求める。実施予定（令和4年2月）

(9) 新公会計制度(平成30年度分～)における財務書類4表作成の進捗状況確認等

令和2年度分の提出と令和3年度分の進捗状況の確認を行う。

実施予定時期は未定。

(10) 指定金融機関に対する監査（地方自治法第235条の2第2項）

指定金融機関等が取り扱う公金の収納又は支払の事務について、会計管理者が指定金融機関等に対して実施した、検査結果報告に基づき実施を検討する。